

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

### 目次

告 示	ページ
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○漁業権の一部変更の免許 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による同意成立(2件) ( " )	2
○漁船損害等補償法による付保義務消滅(2件) ( " )	2
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止 (会計管理課)	2
公 告	
○換地処分の公告 (農業基盤課)	2
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	3
○政治団体の解散の届出	3

### 告 示

#### 高知県告示第63号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和8年2月3日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
吾川郡いの町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第64号

漁業法(昭和24年法律第267号)第76条第1項の規定により、令和5年9月1日に免許した漁業権のうち、次の1の表に掲げるものの関係地区の変更を令和8年2月1日に次の2のとおり免許した。

令和8年2月3日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 変更の免許に係る漁業権の免許番号、漁業権の種類及び漁業権者

漁業権の免許番号	漁業権の種類	漁業権者
共第1,088号	共同漁業権(第一種)	すくも湾漁業協同組合
共第1,093号	共同漁業権(第一種)	すくも湾漁業協同組合
共第1,094号	共同漁業権(第一種)	すくも湾漁業協同組合
共第1,095号	共同漁業権(第一種)	すくも湾漁業協同組合
共第1,096号	共同漁業権(第一種)	すくも湾漁業協同組合
共第1,097号	共同漁業権(第一種)	すくも湾漁業協同組合
共第2,082号	共同漁業権(第二種)	すくも湾漁業協同組合
共第2,087号	共同漁業権(第二種)	すくも湾漁業協同組合
共第2,088号	共同漁業権(第二種)	すくも湾漁業協同組合
共第2,089号	共同漁業権(第二種)	すくも湾漁業協同組合
共第2,090号	共同漁業権(第二種)	すくも湾漁業協同組合
共第2,091号	共同漁業権(第二種)	すくも湾漁業協同組合
共第2,611号	共同漁業権(第	すくも湾漁業協同組合

	二種)	
共第2,612号	共同漁業権(第二種)	すくも湾漁業協同組合
共第2,613号	共同漁業権(第二種)	すくも湾漁業協同組合
共第2,614号	共同漁業権(第二種)	すくも湾漁業協同組合
共第2,615号	共同漁業権(第二種)	すくも湾漁業協同組合
共第2,616号	共同漁業権(第二種)	すくも湾漁業協同組合
共第3,129号	共同漁業権(第三種)	すくも湾漁業協同組合
共第3,130号	共同漁業権(第三種)	すくも湾漁業協同組合
共第3,131号	共同漁業権(第三種)	すくも湾漁業協同組合
共第3,805号	共同漁業権(第三種)	すくも湾漁業協同組合
共第3,806号	共同漁業権(第三種)	すくも湾漁業協同組合
共第3,809号	共同漁業権(第三種)	すくも湾漁業協同組合
共第3,810号	共同漁業権(第三種)	すくも湾漁業協同組合
共第3,811号	共同漁業権(第三種)	すくも湾漁業協同組合
共第3,812号	共同漁業権(第三種)	すくも湾漁業協同組合
共第3,813号	共同漁業権(第	すくも湾漁業協同組合

	三種)	
共第3,814号	共同漁業権(第 三種)	すくも湾漁業協同組合

2 変更の免許をした漁業権の関係地区

- (1) 共第1,088号  
宿毛市のうち小筑紫町栄喜  
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
- (2) 共第1,093号  
宿毛市のうち沖の島町
- (3) 共第1,094号  
宿毛市のうち沖の島町
- (4) 共第1,095号  
宿毛市のうち沖の島町
- (5) 共第1,096号  
宿毛市のうち沖の島町
- (6) 共第1,097号  
宿毛市のうち沖の島町
- (7) 共第2,082号  
宿毛市のうち小筑紫町栄喜  
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
- (8) 共第2,087号  
宿毛市のうち沖の島町
- (9) 共第2,088号  
宿毛市のうち沖の島町
- (10) 共第2,089号  
宿毛市のうち沖の島町
- (11) 共第2,090号  
宿毛市のうち沖の島町
- (12) 共第2,091号  
宿毛市のうち沖の島町
- (13) 共第2,611号  
宿毛市のうち小筑紫町栄喜  
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
- (14) 共第2,612号  
宿毛市のうち小筑紫町栄喜  
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
- (15) 共第2,613号  
宿毛市のうち小筑紫町栄喜  
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
- (16) 共第2,614号  
宿毛市のうち小筑紫町栄喜  
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
- (17) 共第2,615号

宿毛市のうち小筑紫町栄喜  
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢  
(18) 共第2,616号  
宿毛市のうち小筑紫町栄喜  
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢

(19) 共第3,129号  
宿毛市のうち沖の島町

(20) 共第3,130号  
宿毛市のうち沖の島町

(21) 共第3,131号  
宿毛市のうち沖の島町

(22) 共第3,805号  
宿毛市のうち小筑紫町栄喜  
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢  
(23) 共第3,806号

宿毛市のうち小筑紫町栄喜  
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢  
(24) 共第3,809号

宿毛市のうち沖の島町  
(25) 共第3,810号

宿毛市のうち沖の島町  
(26) 共第3,811号

宿毛市のうち沖の島町  
(27) 共第3,812号

宿毛市のうち沖の島町  
(28) 共第3,813号

宿毛市のうち沖の島町  
(29) 共第3,814号

宿毛市のうち沖の島町

3 変更の免許に係る漁業権の存続期間  
令和8年2月1日から令和15年8月31日まで

**高知県告示第65号**  
漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和8年2月3日

高知県知事 濱田 省司

十市加入区

**高知県告示第66号**  
漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和8年2月3日

高知県知事 濱田 省司

上ノ加江加入区  
**高知県告示第67号**

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により令和4年2月高知県告示第100号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和8年2月1日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月3日

高知県知事 濱田 省司

十市加入区

**高知県告示第68号**  
漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により令和4年2月高知県告示第101号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和8年2月1日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月3日

高知県知事 濱田 省司

上ノ加江加入区

**高知県告示第69号**  
売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 業務を廃止した売りさばき人の住所及び氏名  
四万十市中村大橋通四丁目10番地  
四万十市
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
四万十市西土佐江川崎2445-2  
四万十市役所西土佐総合支所
- 3 廃止年月日  
令和8年1月31日

-----  
公 告  
-----

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、国営緊急農地再編整備事業高知南国地区(下島換地区)の換地処分を令和8年1月21日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和8年2月3日

高知県知事 濱田 省司

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和8年2月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第49号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月3日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
竹本寛実後援会	梨 千春	川村 喜美	四万十市西土佐江川崎2375-1	令7・11・4
永野皇生後援会	永野 皇生	永野 皇生	土佐市用石239-8	令7・11・7
新土佐勤王党	山下 武士	山下 早起	高知市旭上町32-12	令7・11・11
坂本龍一後援会	坂本 龍一	坂本 艶子	香南市香我美町岸本328	令7・11・12

今宮幸太後援会	今宮 幸太	今宮 幸太	安芸郡東洋町白浜68-3	令7・11・14
古田智子とゆかいな仲間たち	古田 智子	奥野 大地	吾川郡仁淀川町土居甲1002-1	令7・11・14
小泉じゅん後援会	小泉 潤	小泉 潤	香南市野市町東佐古257-3	令7・11・25
中根しんさく後援会	中根 晋作	安岡 哲雄	高知市薊野西町二丁目18-2	令7・11・25

**高知県選挙管理委員会告示第50号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月3日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

政党の支部

名称	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党高知県第1区総支部	武内 則男	令7・11・20

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
高橋幸十郎後援会	川村 正夫	令7・11・4